

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年10月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800015 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800018 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 3 月までの請求期間及び昭和 37 年 7 月から昭和 38 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 10 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 7 月から昭和 38 年 3 月まで

私は、昭和 37 年 1 月に A 市 B 区に転居した際に国民年金に加入した。保険料については、強制的に納付するものであったため、妻が区役所で納付していたと思うが、年金記録では未納とされている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①は 12 か月、請求期間②は 9 か月と、いずれも短期間であり、オンライン記録及び日本年金機構から参考資料として提供のあった請求者の国民年金手帳の一部の写し（以下「請求者の国民年金手帳」という。）によると、請求期間①と②の間に当たる昭和 37 年 4 月から同年 6 月までの保険料は納付済みとされている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 1 月頃に妻と連番で払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 36 年 3 月 31 日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者及びその妻は、この加入手続以降の時期において、請求期間①及び②の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であったこととなる。

さらに、請求者及びその妻は、当時、区役所で保険料を納付していたところ、現年度保険料については、印紙保険料として区役所で取り扱うことができたことはもとより、過年度保険料についても、昭和 38 年 6 月までの間にお

いては、市町村職員が被保険者から保険料を預かり、納付を代行するいわゆる預かり証制度などもあったため、請求者及びその妻が保険料を納付したとする場所は、制度上、請求期間①及び②の保険料を取り扱うことが可能であったこととなる。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の保険料納付について、昔の話であり詳しいことまでは余り覚えていない旨陳述しているため、請求期間①及び②の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者の国民年金手帳を見ると、通常の事務の取扱いでは、検認報告事務のために切り離し、行政機関が回収する国民年金印紙検認台紙について、請求期間①及び②が含まれる昭和 36 年度から昭和 38 年度までのページが残されたままとされており、これら年度の保険料納付記録は適切な事後処理が行われていない反面、当該印紙検認台紙には、請求期間①及び②の月に係る印紙は貼付されていないことから、請求期間①及び②の保険料が現年度保険料として納付されていたとする事情がうかがえない。

さらに、請求期間①後及び請求期間②前後の保険料については、昭和 38 年 4 月から同年 9 月にかけて現年度保険料として納付されており、これら納付がなされた時期において、請求期間①及び②の保険料については、過年度保険料として納付することが可能であったものの、上述のとおり、保険料納付状況の詳細は不明であること、並びに、請求者及びその妻は、納付の際に領収書等は交付されていない旨の陳述をしていることを踏まえると、請求者及びその妻が請求期間①及び②の保険料を過年度保険料として納付していたとする事情が見いだせない。

加えて、請求者は、現在、請求期間①及び②に係る国民年金手帳は所持していない旨陳述しているため、前記の請求者の国民年金手帳（日本年金機構から厚生労働省東海北陸厚生局に参考資料として提供のあった請求者の国民年金手帳の一部の写し）に係るページ以外のページなど、当時の事務処理状況から請求期間①及び②の保険料納付を推認できる資料を確認することができない上、オンライン記録によると、妻に係る請求期間①及び②の保険料についても、請求者と同様に未納とされている。

このほか、請求者及びその妻が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800031 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800019 号

第 1 結論

平成 14 年 4 月から同年 11 月までの請求期間については、半額免除承認に係る国民年金保険料（以下「半額保険料」という。）を納付した半額免除期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 24 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 14 年 4 月から同年 11 月まで

私は、平成 14 年 9 月 1 日に A 市から B 市へ転居した。その後、未納としていた保険料が気になり、就職を契機に、半額未納とされていた請求期間のうちの 3 か月分の保険料を平成 15 年 3 月から同年 6 月までの間、若しくはその後に、コンビニエンスストアで 1 か月に一度 6,000 円ぐらいずつを納付した。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における前後の被保険者の資格取得状況から、昭和 50 年 4 月又は同年 5 月頃に A 市において払い出されたものと推認され、この頃に請求者の加入手続が行われ、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 50 年 3 月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

また、オンライン記録によると、上述の国民年金手帳記号番号は、その後、平成 9 年 1 月に基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）として付番され、請求者の年金記録は、請求期間を含め基礎年金番号に基づき管理されており、請求者が平成 12 年 9 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、国民年金の被保険者資格を再び取得する事務処理が平成 13 年 5 月に行われているところ、請求期間に係る保険料の免除については、平成 14 年度中に申請が行われ、半額免除を承認する事務処理が行われていたことが確認できる。

請求者は、請求期間の半額保険料を免除承認の事務処理後に発行された納付書

により納付することが可能であったほか、請求者は、請求期間の半額保険料額について、1か月6,000円ぐらいであったと陳述しており、請求期間当時の月額保険料1万3,300円の半額6,650円とおおむね一致している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る半額保険料の納付の前提となる平成14年度保険料の半額免除承認について、当該承認通知の受取の記憶はなく、請求期間の保険料が半額免除承認されたことを知り得た時期も覚えていないとしているほか、請求期間に係る半額保険料の納付書について、転居前のA市に居住していた頃に受け取ったとしているものの、納付書の受取時期の記憶は必ずしも明確ではないことから、請求期間に係る半額免除の承認及び半額保険料の納付書の受取状況の詳細は不明である。

また、上述のとおり、請求者は、請求期間の半額保険料を免除承認の事務処理後に発行された納付書により納付することは可能であったものの、i) 請求者はコンビニエンスストア以外の場所で請求期間の半額保険料を納付した記憶はない旨陳述していること、ii) 社会保険庁通知(平成16年1月21日付け庁保発第0121001号)によると、コンビニエンスストアにおける保険料の収納の実施については、平成16年2月以降に作成する納付書により納付できるとされており、請求者が主張する納付時期(平成15年3月から同年6月まで)当時、コンビニエンスストアにおいて保険料の納付が可能な納付書は発行されていないこと、iii) 日本年金機構によると、平成16年1月以前はコンビニエンスストアでの納付はできなかったと考えられると回答していることから、請求者が平成16年1月以前に請求期間の半額保険料を納付したと推認することはできない。

さらに、請求者は、コンビニエンスストアで保険料の収納が開始された後においては、請求期間終期の半額保険料の時効が成立していなかった平成16年12月までの間であれば、請求期間の半額保険料を納付することが可能であったものの、コンビニエンスストアで保険料を収納した場合の領収済通知書の保管期限は、「3年を経過する年度末まで」とされているため、請求期間の半額保険料が納付されていたとする事情が見いだせない。

加えて、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成14年4月以降は、保険料の収納を国が一元的に行うこととされたことを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難く、請求者が、請求期間の半額保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の半額保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800067 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800020 号

第 1 結論

昭和 48 年*月から昭和 56 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 28 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 48 年*月から昭和 56 年 12 月まで

私は、大学生であった 20 歳の頃、父親から国民年金に加入していることを聞いていた。父親は亡くなっており、私の保険料をどのように納付してくれていたかは分からないが、20 歳を過ぎた頃や就職したときも、父親から保険料を納付してくれていたことを聞いていたので、請求期間の保険料を納付してあげたはずである。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料を父親が納付してくれていたとしているところ、父親は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から 60 歳到達の前月までの保険料を全て納付しているほか、昭和 48 年 4 月からは付加保険料も納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする父親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の状況について確認することはできず、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 9 年 1 月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できることから、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、父親は請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、紙台帳検索システムによると、請求者が請求期間当時に居住していたA市及びB市のいずれにおいても、請求者に係る国民年金被保険者名簿等の帳票類が索出されないため、請求期間について国民年金の加入手続が行われ、保険料が納付されていた形跡がうかがえない。

加えて、請求者は、両親の保険料と一緒に私の分も父親が納付してくれていた旨陳述しているところ、両親については、B市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間前に加入手続が行われ、国民年金加入期間において保険料が全て納付されていることが確認できる。これに対し、請求者については、上述のとおり、国民年金の加入手続が行われておらず、両親とは事情が異なることから、両親の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたと推認することはできない。

このほか、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800086 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800021 号

第 1 結論

平成 4 年*月から平成 6 年 3 月までの請求期間及び平成 10 年 1 月から平成 12 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 47 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 4 年*月から平成 6 年 3 月まで

② 平成 10 年 1 月から平成 12 年 10 月まで

私は、平成 13 年又は平成 14 年頃、国民年金の請求書（納付書）が届き、平成 4 年*月から平成 6 年 3 月までの期間及び平成 10 年 1 月から平成 12 年 10 月までの期間の保険料が未納であることが分かった。このため、私が社会保険事務所（当時）へ保険料を納付しに行ったところ、社会保険事務所では 2 年前までの保険料しか納付できなかつたので、私がその分を納付した。

また、2 年より前の残りの未納の保険料については、それほど期間は空けないうちに、母親が市役所へ納付しに行き、全額まとめて納付してくれた。

その後、請求書は一度も届かなくなり未納はないはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求期間①直後の平成 6 年 4 月及び同年 5 月の保険料は、現年度保険料として納付されている上、請求者に係るこれらの月の保険料を納付した可能性のある母親についても、自身の請求期間①の保険料は納付済みであったことが確認できるほか、請求期間①は 19 か月と比較的短期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）は、平成 4 年*月頃に払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した平成 4 年*月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期（平

成4年*月頃)を基準とすると、請求者及びその母親は、請求期間①当時において、当該期間の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であったこととなる。

しかしながら、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間①の保険料は、未納と記録されている上、オンライン記録によると、平成7年12月に請求者に対して過年度保険料に係る納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書作成時において、保険料徴収権の2年の時効により消滅していなかった、請求期間①のうち、少なくとも、平成5年11月以降の期間のいずれかの月の保険料については、当該納付書作成時点で未納であったものと推認される。これらのことから、請求期間①当時に当該期間の保険料が現年度保険料として納付されていたことがうかがえない。

また、請求者は、平成13年又は平成14年頃に、請求者及びその母親が、未納であった期間について遡ってまとめて納付し、遡って納付したのは、それぞれその1回のみであると記憶している旨主張しているところ、当該主張に沿うと、請求期間①の頃に当該期間の保険料が過年度保険料として納付されていたとする事情を導き出すことができない。

- 2 請求者の年金記録については、オンライン記録によると、請求者が平成6年6月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出されていた厚生年金保険手帳記号番号が基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)として付番されており、請求期間②を含め現在に至るまで基礎年金番号に基づき一元的(請求期間①に係る国民年金手帳記号番号も統合済み。)に管理されている。

請求期間②について、オンライン記録によると、基礎年金番号に基づく請求期間②に係る国民年金の被保険者資格の取得処理年月日は、平成14年3月6日付けで事務処理がなされており、その際に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成10年1月8日までの期間について、遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理がなされていることが確認できる。このため、請求者は、当該被保険者資格を取得する事務処理が行われるまで、何ら公的年金制度に加入していなかったこととなるため、請求期間②当時、当該期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものとみられる。

また、上述の被保険者資格の取得処理年月日(平成14年3月6日)を基準とすると、請求者及びその母親は、請求期間②のうち、平成12年2月から同年10月までの保険料については、過年度保険料として遡って納付することが可能であったこととなる。しかし、請求者及びその母親は、請求者に係る保険料を納付した時期や金額等の記憶は必ずしも明確ではないほか、オンライン記録によると、請求期間②直後の保険料については、時効間に納付されていることを踏まえると、請求者及びその母親が、請求期間②のうち、平成12年2月から同年10月までの保険料を過年度保険料として納付していたと推認することはできない。

- 3 請求期間①及び②の保険料納付について、請求者は、平成13年又は平成14年頃に、2年より前の未納分については、母親が市役所で全額まとめて納付し、

その後、請求書は一度も届かなかつたため未納はないはずである旨主張しているところ、国民年金法においては、保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する旨規定されており、原則として、2年より前の期間の保険料については、通常の納付方法では納付することができず、仮に未納とされている期間があつても、被保険者に対し納付勧奨（納付書送付等）が行われることはない。

また、保険料が免除又は猶予された期間については、追納（後から納付）をすることができ、追納が承認された月の前10年以内の保険料を納付することが可能であるものの、オンライン記録において、請求者が、請求期間①及び②に保険料が免除又は猶予されていた記録は確認できないことから、請求者及びその母親は、追納により請求期間①及び②の保険料を納付することもできない。

さらに、平成24年10月から平成27年9月までの期間限定で、過去10年間の保険料を納付することができる、いわゆる「10年の後納制度」が実施されていたものの、当該制度開始時（平成24年10月）において、請求期間①及び②は10年より前の期間であり、当該制度を用いて保険料を納付できる期間ではない上、請求者及びその母親が請求期間①及び②の保険料を納付したとする時期においては、まだ後納制度は開始されていない。

加えて、請求者に係る請求期間②直後の保険料の納付状況を見ると、i)平成14年3月13日付けで、平成13年度の12か月分の保険料が一括して納付され、ii)平成14年12月17日付けで、その時点で保険料徴収権の時効である2年を経過していない平成12年11月から平成13年3月までの保険料が一括して納付されており、オンライン記録においては、平成14年頃に期間を遡及した納付が2回行われていることが確認できる。請求者は、これまでに請求者及びその母親が保険料を遡ってまとめて納付したのは、それぞれ1回のみであると記憶している旨陳述していることを勘案すると、請求者及びその母親は、請求期間②直後の保険料の納付が、請求期間①及び②に関するものであったと期間を取り違えている可能性も思慮される。

このほか、請求者及びその母親が請求期間①及び②の保険料を納付したとする時期（平成13年又は平成14年頃）は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の時期であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成14年4月以降は、保険料の収納を国が一元的に行うこととされたことを踏まえると、請求期間①及び②に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者及びその母親が、請求期間①及び②の保険料を納付したことが确实と認められる関連資料はなく、請求者及びその母親の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

- 4 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。